

#### このリリースに関する連絡先:

三島祐子 広報担当アシスタントマネージャー 03 6271 9408 yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジー、丸紅による大分市における太陽光発電事業の売 却において法的アドバイスを提供

【東京発 2017 年 4 月 19 日】ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)(所在地:東京都港区、代表パートナー:ジェレミー・ピッツ)は、丸紅株式会社(以下、「丸紅」)による大分県大分市における太陽光発電事業の売却(吸収分割の方法による譲渡)において、同社に対し法的アドバイスを提供しました。売却額は約 400 億円、発電出力は約 8 万 2,000 キロワットで、2014 年の稼働開始時点では国内最大規模でした。

ベーカーマッケンジーでは、東京事務所の銀行・金融プラクティス・グループの代表である 江口直明をリード・パートナーとし、同じく東京事務所の同グループカウンセルの小笠原治 彦が主に本件を担当しました。また、コーポレート/M&A グループパートナーの辻本哲郎、 同グループアソシエイトの東崎雅夫、松浦啓智、多根井健人、銀行・金融グループアソシエ イトの中井健彦と上野洋平が本件に携わりました。

本案件について江口直明弁護士は、「プロジェクトファイナンス組成段階でもお手伝いさせて頂いた本件を、出口戦略においても丸紅様をお手伝いすることができ大変光栄に思います。 今後活性化する再生可能エネルギーのセカンダリー案件をしっかりサポートし、また、ファンドを通じたメガソーラー発電や風力発電の開発などを法的な側面からサポートしていきます」と述べています。

## 本件における責任者



江口 直明 銀行・金融グループ代表パートナー 03 6271 9441 naoaki.eguchi@bakermckenzie.com

東京事務所の銀行・金融プラクティス・グループのリーダーであり、ベーカー マッケンジー・アジア地域の銀行・金融プラクティス・グループの運営委員会 のメンバー。太陽光、風力、バイオマス、地熱、小水力発電のプロジェクトフ ァイナンスやファイナンスリースの取扱量は 100 件超、1,750MW 超となってい る。東京事務所の銀行・金融グループは、2016年の Chambers Asia-Pacific と The Legal 500 Asia Pacific において、「Banking & Finance: International」部門 で Band 1 に選出された。



小笠原 治彦 銀行・金融グループ 03 6271 9734 haruhiko.ogasawara@bakermckenzie.com

東京事務所の銀行・金融グループに所属。国内外における不動産及び証券化案 件のエキスパート。不動産証券化、J-REIT、TMK、ファイナンス全般を手掛け る。太陽光その他の再生可能エネルギーのプロジェクトファイナンス、ファン ドの組成や M&A についても多数の案件を手掛けている。

## ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。 私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独 自の文化を育んできた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨 る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に 臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

# www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)は、ベーカーマッケンジーの東京事務所とし て 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネス に関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を 有しています。当事務所は、ベーカーマッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、 M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、 製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

### www.bakermckenzie.co.ip







ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショ ナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)及びベーカー&マッケンジーインター ナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提 供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」と は、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれか の法律事務所のオフィスを指します。